

令和3年12月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年12月10日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一			12番	三森 伸治
13番	吉良山友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 11番 城井 若生

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 後藤 健一

事務局 第9回、阿蘇郡高森町農業委員会総会を開催したいと思います。
本日は年末のお忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。
まず、御報告があります。本日、会長がご自身のご都合により、欠席の届が出ております。
では、農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、出席委員13名、欠席委員1名でございます。よって、過半数の委員の出席がありましたので、会が成立しましたことを御報告いたします。
会長が不在ですので、農業委員会会議規則第16条の規定により、議長を9番委員の副会長にお願いいたします。
では、まず副会長のから御挨拶をお願いします。

副会長 まず、こんにちは。
今日は年末の、寒さ厳しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、本日は、会長不在のため私が代行となりました。
時々、議長をしておりますが、まだまだ、不慣れでございますので、よろしくをお願いします。
では、議事を進行いたします。

議長 「議第39号」

事務局 議第39号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和3年12月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 いかがいたしましょうか。
(複数委員) 議長一任。

議長 では、本日は、2番委員さん、3番委員さんお願いいたします。
「報告第9号」

事務局 報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和3年12月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 ここは事務局に説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をさせていただきます。
議案書は4ページをお開きください。また、補足資料は1ページから、12ページになります。
番号1については、相続による所有権移転です。

相続人、被相続人、届出日、法務局の受付日は、記載のとおりです。

筆数は、6筆、当該農地は相続人が耕作されておられます。

斡旋、希望はありません。

現地の場所は、資料2ページから3ページです。

続きまして、番号2です。

番号2も相続による所有権移転です。

相続人、被相続人、届出日、法務局の受付日は、記載のとおりです。

筆数は、6筆、当該農地は第三者に貸付中です。

斡旋、希望はありません。

現地の場所は、資料4ページです。

番号3に移ります。

番号3も相続による所有権移転です。

相続人、被相続人、届出日、法務局の受付日は、標記のとおりです。

筆数は、16筆、当該農地は相続人が耕作しております。

斡旋、希望はありません。

現地の場所は、資料5ページから9ページです。

最後に番号4と5はいずれも相続人は同じ方で、被相続人、届出日、法務局の受付日は、記載のとおりです。

筆数は、番号4が5筆。

番号5が1筆です。どちらも、第三者への売却を求められており、斡旋希望はありません。

事務局からは以上です。

議長 では、何か御意見ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。では、この件は以上のようなことで承認いたします。

「議第40号」

事務局 議第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年7月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 この件については、2番委員さんが当事者ですので、退席を求めます。

2 番委員	(会場より退席)
議 長	この案件の担当委員は、私ですので私より説明をいたします。 議案書の 8 ページをお開けください。 議第 4 0 号農地法第 3 条審議資料。 番号 1 申請者等の情報は左記のとおりです。 譲り受人は兼業農家であり、続けて耕作を行うとのことです。 場所は、1 4 ページをご覧ください。現場写真は 1 5 ページのとおりです。
事 務 局	事務局より、補足説明をいたします。 3 条の許可基準です。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
議 長	1 番について、私と事務局より説明がございましたが、何か御意見ありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	では、原案のとおり決定いたします。 2 番委員を会場にお呼びください。
2 番委員	(着席)
議 長	続きまして、「 議第 4 1 号 」
事 務 局	議第 4 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和 3 年 1 2 月 1 0 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議 長	この件については、7 番委員さん、ご説明をよろしく願います。
7 番委員	議第 4 0 号、農地法第 4 条審議資料。 番号 1 番です。 議案の 1 0 ページとなります。 補足資料は 1 7 から 1 8 ページです。 申請者等の情報は左記のとおりです。 申請地は、周りを山林に囲まれ日当たりも悪いうえ、鳥獣による被害も多く耕作できないため、植林を行うものです。 よろしく願います。
議 長	はい。では、何か御意見ございませんか。 事務局からありませんか。

事務局 それでは、事務局より補足をさせていただきます。
番号1のうち1筆については、現地写真のとおり既に植林されていることから、本人も十分反省され、始末書が提出されております。
ただ今の案件につきまして、申請資料の中に、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、配置図、見取図などの資料を添付していただいております。
その資料によりますと、事業計画及び面積等の計画は十分に妥当であるというふうに判断しております。
また、今回、農地の立地基準ですが、補足資料をごらんください。
補足資料の17ページの航空写真をご覧ください。
申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

議長 はい。何か御意見ございませぬか。
(複数委員) ありません。
議長 はい。では、ないようであれば決定いたします。

10番委員 番号2番と、3番は同一家族の案件ですので10番委員さんより、まとめてご説明をお願いします。
議第41号農地法第4条審議資料。
番号2番と3番を併せてご説明いたします。
申請者等の情報は記載のとおりです。
いずれも日照不足と、鳥獣害のため耕作できず農地が荒廃しております。そのため、植林を行いたいとのことです。

議長 これも事務局から説明をよろしく申し上げます。
事務局 事務局より説明をさせていただきます。
1番、2番をまとめて説明いたします。
申請地は、県道竹田・五ヶ瀬線沿いにありまして、東側の3筆については、水害により水田の水利も絶たれ稲の植え付けもできなくなつたうえ、度重なる鳥獣害に見舞われ耕作できない状態にあるため、植林を行うものです。
一方、西側の2筆は周囲を山林に囲まれ日当たりも悪く、鳥獣による被害も受け、耕作できないため植林を行うものです。
又、1筆は既に植林をされており、始末書が提出されております。
ただ今の案件につきまして、申請資料の中に、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、配置図、見取図などの資料を添付してい

ただいております。

その資料によりまして、事業計画及び面積等の計画は十分に妥当であるというふうに判断しております。

農地の立地基準ですが、補足資料19ページから22ページのとおり、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

議 長

番号2、3の説明が終わりました。

何か御意見がありましたら、よろしくお願いします。

(複数委員)

ありません。

議 長

無いようでありますので、このように決定いたします。

皆様のご協力により何とか、進行できました。

これで、すべての議事が終わりました。

ありがとうございました。